

令和8年第1回玉城町議会定例会会議録（第3号）

- 1 招集年月日 令和8年3月3日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和8年3月5日（木）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （12名）

1番 坂本 稔記	2番 南 雅彦	3番 山口 欣也
4番 福田 泰生	5番 渡邊 昌行	6番 谷口 和也
7番 井上 容子	8番 山路 善己	9番 前川さおり
10番 中西 友子	12番 坪井 信義	13番 小林 豊
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副町長兼 まちづくり推進課長	田間 宏紀	教 育 長 山村 嘉寛
会計管理者 真砂 浩行	総務防災課長	内山 治久	保健福祉課長 見並 智俊
税務住民課長 梅前 宏文	建 設 課 長	平生 公一	産業振興課長 里中 和樹
教育事務局長 山下 健一	上下水道課長	上村 和弘	生活環境室長 松田 臣二
病院老健事務局長 竹郷 哲也	地域共生室長心得	西野 珠代	
監 査 委 員 大西 栄			
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 西岡 厚	同 書 記 福井希美枝	同 書 記 若宮 慎朔
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程
 - 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議案第 3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（質疑）

【議案第4号～議案第6号 通告なしのため省略】
 - 第 3 議案第 7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について（質疑）
 - 第 4 議案第 8号 玉城町介護保険条例の一部改正について（質疑）

【議案第9号～議案第27号 通告なしのため省略】

（午前9時00分 開会）

◎開会の宣告

○議長（小林 豊） ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。よって、令和8年第1回玉城町議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付の通りです。
それでは議事に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 豊） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
7番 井上 容子 議員 8番 山路 善己 議員
の2名を指名します。

次に、提出議案に対する質疑を行います。

提出議案に対する質疑は通告制としていますので、通告のない議案については省略と
します。質疑者、執行部ともに簡潔な質疑答弁に心がけていただき、時間短縮にご協力
願います。

◎日程第2 議案第3号

○議長（小林 豊） 次に、日程第2 議案第3号、玉城町乳児等通園支援事業の設備
及び運営に関する基準を定める条例の制定について、質疑の通告がありましたので議題
とします。

1番、坂本稔記議員の発言を許します。

1番坂本稔記議員。

○1番（坂本 稔記） 議長の許可をいただきましたので、議案第3号 玉城町乳児等通園
支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について質疑をさせていただきます。

本条例は、いわゆる誰でもこども、誤り、こども誰でも通園制度に対応するため、児
童福祉法改正に基づき、基準を定めるものであると理解をしております。

制度の位置付け等、実施の考え方について、再度確認をさせていただきます。

まず1つ目です。

条例改正の趣旨について伺います。本条例は、制度実施に向けた基準の整備であり、
直ちに全面実施を義務づけるものではなく、町の保育体制や人員確保の状況を踏まえ、
段階的に実施するための法的整備であるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小林 豊） 保健福祉課、見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 質問に対してお答えさせていただきます。

今回の条例制定につきましては、議員仰せの通り乳児等通園支援事業、通称、こども
誰でも通園制度の実施に向けた設備及び運営基準の整備を行うものであります。

直ちに、全面実施を義務づけるものではなく、自治体、保育施設の入所児童の状況を
踏まえた上で、全面または段階的に実施できるようにするための法的整備でありますの
でご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小林 豊） 坂本議員

○1番（坂本 稔記） はい、承知いたしました。

それでは、次の質疑に移らせていただきます。

既存施設の改修の必要性について伺います。本条例に定める施設基準や児童1人当たりの面積基準、これは、現在当町で実施している保育事業関連の条例と比較して、大きな変更はないというふうに認識をしております。

まずは、その点でよろしいかということとあわせて、本制度の実施にあたって、新たに大規模改修等を前提とするものではなくて、既存施設の活用を基本として、人員体制が確保できる範囲での運用を想定しているものと理解しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小林 豊） 保健福祉課、見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 本条例に規定しております設備の基準、これは町内保育所に準じたものとなっておりますことから、既存保育施設の改修は必要ないものと考えています。また、坂本議員仰せの通り、既存保育施設を活用しながら、人員体制が確保できる範囲内での運用ということで、考えているところでございます。

○議長（小林 豊） 坂本議員

○1番（坂本 稔記） はい、承知いたしました。

それでは、次の質疑に進めさせていただきます。

施策実施のための具体策について伺います。本制度をですね、住民ニーズにこたえられる形で実施していくためには、保育士の確保であったり、またはその代替案、これが鍵になってくるというふうに考えてます。現在具体的な方策、または取り組みについて、どのように検討されているのか、こちらをお伺いします。

○議長（小林 豊） 保健福祉課、見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課見並、事業の実施につきましては、現在のところ、余裕活用型の実施ということで考えているところでございます。

しかしながら令和8年4月現在の通常保育におきまして、待機児童9名ほど発生しているという状況から、待機児童がですね、解消された後に各保育所の定員の範囲内におきまして、この事業を実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、この保育士が確保できない場合の代替案というふうなことで、今考えておりますことは、例えば町外の保育施設におきまして、設備及び運営基準を満たしており、かつ、入所枠に空きがある保育施設がある場合などは、当該自治体に協議をかけまして、その上で実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林 豊） 坂本議員

○1番（坂本 稔記） 承知いたしました。

保育士不足に関連するその代替案、これについても具体的に検討されているところで、安心をいたしました。体制が整った段階でですね、無理のない範囲で実施していただ

ればと思います。

以上で私の質疑を終わります。

○議長（小林 豊） これで質疑を終了します。

◎日程第3 議案第7号

○議長（小林 豊） 次に、日程第3 議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について質疑の通告がありましたので議題とします。

○議長（小林 豊） 1番坂本稔記議員の発言を許します。

1番坂本稔記議員

○1番（坂本 稔記） 議長の許可をいただきましたので、議案第7号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

国民健康保険法の一部改正に伴い、子ども子育て支援納付金の創設及び賦課限度額の見直し等を反映するものと理解をしております。制度の仕組みを、数点確認をさせていただきます。

まず1点目です。改正可否の判断について伺います。

今回の改正は、国民健康保険法及び関係法令の改正に伴う整合措置であり、市町村が独自に導入の可否を判断できる性格のものでないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小林 豊） 保健福祉課、見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課見並、それでは質問に対しまして回答させていただきます。今回の改正につきましては、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴う、必要な措置であり、市町村が独自に導入の可否を判断できる性格のものではないということをご理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小林 豊） 坂本議員

○1番（坂本 稔記） はい、承知いたしました。

それでは次の質問です。仮の話なんですけど、もし仮に否決となった場合の支障、これについて伺います。

仮に本条例改正をですね、行わなかった場合、法改正後の制度と町条例との間に齟齬が生じるというふうに理解しています。これが県の納付金制度や国民健康保険の適正な運営に支障が出てしまう。このように考えてよろしいでしょうか。

○議長（小林 豊） 保健福祉課、見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 今回の条例の一部改正が否決された場合というふうなことでご質問いただいたわけですが、三重県への子ども子育て支援納付金というのが、今回の条例改正というか、制度改正によりまして発生するわけですが、こちらの納付義務が、発生するというので、仮に、子ども子育て支援納付金に係る保険料が納付できないというふうになった場合、現在の医療給付費分。また、後期高齢者支援金分の保険料率を引き上げて不足分を補っていく必要があると考えています。

この場合、本来、子ども子育て支援納付金に係る保険料は、18歳未満の児童からは徴

取しないことになっていますが、この原則も崩れてしまうこととなりますので、適正な運営に支障が出るものと考えておるところでございます。

○議長（小林 豊） 坂本議員

○1番（坂本 稔記） 承知いたしました。慎重な判断が求められるというところで理解をいたしました。

次の質問です。国の制度に基づく条例改正と理解してよいかというところで、今回の改正はですね、町が独自に新たな負担を創設する町独自のものではなくて、国制度に基づいて、全国一律で行われるものというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（小林 豊） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） 坂本議員仰せの通り、国民健康保険施行令等の一部改正に伴うものであり、全国一律で行われる法改正であることに間違いはございません。

○議長（小林 豊） 坂本議員

○1番（坂本 稔記） はい、承知いたしました。

それでは次の質問です。改正に伴い影響を受ける世帯数等について伺います。

○議長（小林 豊） 質疑は3回までなんですが、重要なところやったら
暫時休憩します。

（午前9時14分 休憩）

（午前9時16分 再開）

○議長（小林 豊） 再開します。

○1番（坂本 稔記） はい、大変失礼いたしました。

この議案については最後の質疑をさせていただきます。改正に伴い影響を受ける世帯数について伺います。今回創設される子ども子育て支援納付金については、子育て世帯や低所得世帯に過度な負担とならないよう、均等割軽減や既存の軽減措置が適用される仕組みになっているというふうに理解をしております。

本改正は単に負担を求めるものではなくて、子育て世帯や低所得世帯に配慮された制度設計であるというところを確認させてください。あわせて、本庁、当町玉城町において、影響を受ける世帯の範囲と、軽減対象世帯数の状況についてもご説明ください。

○議長（小林 豊） 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊） それではお答えさせていただきます。今回の改正によりまして、18歳未満の児童に対する負担軽減及び低所得者に対する所得判定基準の見直しを行うなど、必要な措置を講じておるということで理解しております。

今回の改正で影響を受ける世帯数、こちらについて報告させていただきますと、世帯数については、1,760世帯、こちらは国民健康保険の世帯すべての世代に影響があるというふうに認識しております。ただし影響を受ける被保険者数といいますのは、18歳未満の児童、195人は対象から外れますことから、2,482人が影響するというふうに考えております。また軽減世帯につきましては、影響を受ける世帯数、7割、5割、2割軽

減というのが国民健康保険はございますが、合わせまして1,441世帯が対象となるというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林 豊）坂本議員

○1番（坂本 稔記）承知いたしました。制度そのものについて、これは様々な意見があるというふうに認識をしておりますが、本改正は国の制度改正に伴う整合措置であって、子育て世帯や、低所得世帯への配慮も組み込まれています。

国民健康保険制度を安定的にですね、運営するための対応であることを確認をさせていただきました。住民の皆様へのですね、丁寧な説明を引き続きお願いいたします。

以上で私の議案第7号に関連する質疑を終わらせていただきます。

○議長（小林 豊）これで質疑を終了します。

◎日程第4 議案第8号

○議長（小林 豊）次に、日程第4 議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正について、質疑の通告がありましたので議題とします。

1番、坂本稔記議員の発言を許します。

1番、坂本稔記議員

○1番（坂本 稔記）議長の許可をいただきましたので、議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正について質疑をさせていただきます。

本改正は、税制改正に伴い、介護保険料算定に関わる合計所得額の算定方法について特例を設けるものである。このように理解をしております。さらに理解度を高めるために、何点か確認をさせていただきます。

まず、条例改正の趣旨とあわせて、介護保険料の影響範囲について伺います。

今回の改正は、所得税法等の改正により給与所得控除の算定方法が変更された。これに伴って、介護保険料算定に用いる合計所得金額に影響が生じる可能性があることから、その影響を調整するための措置であるという理解をしております。まずこの点について伺います。あわせて、所得により保険料が決まる第1号被保険者、すなわち、65歳以上の方に関わる算定方法の特例であり、第2号被保険者、40歳以上65歳未満の保険料には影響しないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（小林 豊）保健福祉課 見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）それでは質問に対しまして回答させていただきます。

まず、1つ目の内容でございますが、令和7年度税制改正における給与所得控除の最低保障額の引き上げ。具体的に申し上げますと、令和6年分までの給与所得控除額の最低保障額というのがございまして、こちらが給与の収入額が162万5,000円以下の場合、55万円でしたが、こちらが令和7年分以後におきまして、給与収入金額が190万円以下の場合、最低保障額は65万円が適用されることになることから、この影響で、第9期介

介護保険事業計画期間中、こちらが令和6年から令和8年となっておりますが、における保険料収入に一時的な不足が生じないように令和8年度の保険料率の算定に係る、合計所得額の算定方法に特例を設けるための措置というふうに考えております。

従って、保険料収入に影響が出ないように調整するための措置であることに間違いはないということをご理解賜りたいと思います。

2つ目の項目につきまして、こちらについては坂本議員仰せの通り、今回の改正は、第1号被保険者の保険料に対しての特例ということをごさいます、第2号被保険者の保険料につきましては、影響はないということでもよろしくお願いをいたします。

○議長（小林 豊）坂本議員

○1番（坂本 稔記）はい、承知いたしました。ただいまの答弁の中に、次の3項目目、保険料の引き上げないといったところの趣旨も盛り込まれておりましたので、この部分については割愛をさせていただいて、次の質問とさせていただきます。

今回、特例措置というところで伺っておりますがこれが、恒久的な改正でないといった部分について確認をさせていただきます。

本条例改正というものが、先ほどおっしゃった通り、第9期の介護保険料事業計画期間中の特例措置であり、来年度ですね、令和8年度までのものであって、これが恒久的な制度改正ではないといったところで理解でよろしいでしょうか。

○議長（小林 豊）見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）令和8年度の保険料に限っての特例措置ということをごさいます、恒久的なものではございません。

よろしくお願いをいたします。

○議長（小林 豊）坂本議員

○1番（坂本 稔記）承知いたしました。それでは最後の質問です。

今後の見通しについて伺います。

仮に現行の税制改正の内容が継続される場合ですね、第10期介護保険事業計画、これ、の策定時において、所得算定方法との整合について改めて検討が必要になるというふうに考えております。その点について見解をお示してください。

○議長（小林 豊）見並参事。

○保健福祉課長（見並 智俊）今回の改正は、令和7年度税制改正による、令和8年度に限っての保険料算定方法についての特例措置ということをごさいます。

令和9年度以降につきましては適用されませんので、令和9年度の保険料算定に当たっては、第10期介護保険事業計画、こちらが令和9年度から11年度となりますが、この中で介護サービス給付費等の状況を踏まえた上で、税制改正後の給与所得額を用いて、必要な保険料の算定を行っていく考えでございます。

○議長（小林 豊）坂本議員

○1番（坂本 稔記）はい、承知いたしました。今回の改正は、税制改正による影響を調

整する技術的な措置というふうに理解してますので、保険料率を変更するものでないということは確認ができました。住民の皆さんにですね、しっかりと伝わるように引き続き丁寧な対応をお願いいたします。

以上をもちまして、私の議案第8号に関連する質疑を終わらせていただきます。

○議長（小林 豊） これで質疑を終わります。

これで本日予定しておりました日程は全て終了しました。

暫時休憩します。

(午前9時27分 休憩)

(午前9時28分 再開)

○議長（小林 豊） 再開します。

保健福祉課 見並参事

○保健福祉課長（見並 智俊） 保健福祉課見並、先ほど坂本議員からの質疑の中で、第10期介護保険事業計画の計画期間をですね、令和9年、10年というふうにお答えをさせていただいたんですが、させていただきましたが、正確には、9年から11年の3ヵ年ということで訂正をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小林 豊） 提出された議案のうち、会議規則第39条第1項の規定により、議案第4号玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について及び、第9号 玉城町消防団員と、公務災害補償条例の一部改正についての各議案を総務産業常任委員会へ。

議案第3号 玉城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第5号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ないし議案第8号 玉城町介護保険条例の一部改正についての各議案を教育民生常任委員会へ。

議案第10号 令和7年度玉城町一般会計補正予算(第7号)ないし議案第27号 令和8年度玉城町下水道事業会計予算の各議案を予算決算常任委員会へ、議案付託表の通りそれぞれ付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

異議なしと認め、議案付託表の通り付託することに決定しました。

お諮りします。議案精査のため、明日3月6日から3月12日まで休会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（小林 豊） 異議なしと認め、明日3月6日から3月12日まで休会とすることに決定しました。来たる3月13日は午前9時から本会議を開き、委員長報告、討論

採決を行いますので、定刻までにご参集願います。
本日はこれで散会します。どうもお疲れ様でした。

(午前9時31分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

玉城町議会議長

玉城町議会議員

玉城町議会議員